

一般社団法人日本放射線科専門医会・医会ホームページリンク設定に関する規約

第1章 総則

(適用)

第1条

一般社団法人日本放射線科専門医会・医会ホームページ（以下、一般社団法人日本放射線科専門医会・医会を「本会」といい、一般社団法人日本放射線科専門医会・医会ホームページを「本会ホームページ」という。）のリンクについては、この規約による。

(目的)

第2条

本会ホームページと、国、地方公共団体、学術団体、医療関係団体その他公共性の高い機関又は団体等のホームページとのリンク設定は、会員をはじめとする閲覧者の便宜を図り、本会の活動に関する情報をより広く発信し、あわせて関係機関又は団体の広報活動及び学術・医療連携を支援することを目的とする。

第2章 本会ホームページへのリンク設定

(リンク許可の基準)

第3条

本会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 前条に定める目的に合致すること
- (2) 公的機関、公共性を有する団体、学術団体、医療関係団体、医療機関、又はその他本会が適当と認める機関若しくは団体のホームページであること
- (3) 掲載内容が、関係法令、著作権法その他関係する法令・ガイドライン等を遵守していること
- (4) 本会又は放射線医療に関する社会的信用を害するおそれがないこと

(リンク不許可の基準)

第4条

本会ホームページにリンク設定を行うホームページが、次の各号のいずれかに該当する場

合は、リンクを認めない。

- (1) もっぱら営利、政治、宗教その他、本会ホームページとリンクすることが適当でない事項を目的とするもの
- (2) 掲載内容が公序良俗に反するもの、又は第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 科学的根拠に乏しい記載、誇張された表現その他閲覧者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 本会と特別な関係があるかのような誤認を生じさせるもの、又はリンク設定自体を営利目的に利用するもの
- (5) 本会の社会的信用を損ない、又は本会に経済的若しくは運営上の不利益を生じさせるおそれがあるもの
- (6) 違法又は不適切な情報を掲載するもの
- (7) その他、本会が不適当と認めるもの

(リンク申請及び許可)

第5条

本規約に同意のうえ、本会ホームページへのリンクを希望する機関又は団体のホームページの管理責任者（以下「管理者」という。）は、本会広報・HP委員会委員長（以下「担当委員長」という。）に対し、次の各号により申請することができる。

- (1) 申請は、電子メールその他本会が指定する方法によること
- (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
- (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページ URL の提示、又は開設前である場合には内容が分かる資料等による。）
- (4) 管理者又はその代理人の連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明示すること
- (5) 本規約への同意を明示すること

2 担当委員長は、申請を受理したときは、前2条の規定に照らし、リンク設定を許可することの可否を決定し、その結果を管理者に通知するものとする。

3 担当委員長は、前項の決定に当たり慎重な検討が必要と判断したときは、広報・HP委員会の協議を経て可否を決定する。

(リンク設定上の留意事項)

第6条

前条に定める手続により本会ホームページへのリンク設定を許可されたときは、管理者

は、原則として本会ホームページのトップページにリンクを設定し、リンク先が本会ホームページであることを当該ホームページ上に明記しなければならない。

2 フレーム内表示その他、第三者に本会ホームページの独立性が不明確となる表示方法は認めない。

(リンクの解除)

第7条

本会ホームページへのリンク設定を許可されたホームページの内容等が変更され、第3条各号に適合しなくなったとき、又は第4条各号のいずれかに該当すると判断されるに至ったときは、管理者は速やかに本会ホームページへのリンク設定を解除しなければならない。

2 担当委員長は、本会ホームページへのリンク設定を許可したホームページが第3条各号に適合しなくなったことを知ったとき、第4条各号に該当すると判断したとき、又は本規約に定める手続を経ず本会ホームページにリンク設定していることを知ったときは、管理者に対し直ちにリンク設定の解除を求めることができる。

3 前項の場合、担当委員長は必要に応じて広報・HP委員会に報告するものとする。

第3章 本会ホームページからのリンク設定

(リンク基準)

第8条

本会ホームページからリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 第3条各号に適合するものであること
- (2) 公的機関、学術団体、医療関係団体、医療機関、又はその他本会が適当と認める非営利性若しくは公共性を有する機関若しくは団体のホームページであること
- (3) 放射線医学、放射線医療、医学教育、医療安全、医療政策その他本会の目的に関連する内容を有すること

(リンク申請及び許可)

第9条

本規約に同意のうえ、本会ホームページからのリンク設定を希望する機関又は団体等ホー

ムページの管理者は、担当委員長に対し、次の各号により申請することができる。

- (1) 電子メールその他本会が指定する方法によること
- (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
- (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること（ホームページ URL の提示を含む。）
- (4) 管理者又はその代理人の連絡先を明示すること
- (5) 本規約への同意を明示すること

2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条各号の条件に照らし、必要に応じて広報・HP 委員会の協議に付したうえで、リンク設定の可否を決定する。

3 担当委員長は、リンク設定の可否いずれの場合にも、速やかに管理者にその結果を通知するものとする。

（本会の各種委員会又は会員からのリンク申請）

第 10 条

本会の各種委員会又は会員は、本会ホームページから他機関又は団体のホームページへのリンク設定を希望するときは、担当委員長に申請することができる。

2 前項の申請及びその可否決定の手続については、前条の規定を準用する。

（管理者の留意事項）

第 11 条

本会ホームページからリンク設定されたホームページの URL、機関又は団体の名称、掲載内容その他申請時に提示した事項に変更があったときは、管理者は速やかに担当委員長に通知しなければならない。

（リンクの解除）

第 12 条

本会ホームページからリンク設定を行ったホームページの内容等が変更され、第 8 条各号に適合しなくなったときは、管理者は速やかに担当委員長に通知しなければならない。

2 担当委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにリンク設定を解除することができる。

- (1) 前項の通知を受けたとき
- (2) 当該ホームページが第 8 条各号に適合しなくなったことを知ったとき

- (3) 当該ホームページの URL が事前の通知なく変更されたとき
- (4) 学術集会その他期間限定のホームページについて、その開催又は掲載期限が終了したとき
- (5) その他、本会がリンク継続を不相当と認めたとき

第 4 章 本会ホームページの移動及び免責

(本会ホームページの移動)

第 13 条

本会は、本会ホームページの URL を変更するときは、事前又は事後速やかに本会ホームページ上で周知するものとし、管理者に対する個別の通知義務を負わない。

(免責)

第 14 条

本会ホームページと他団体等のホームページとのリンク、リンク不許可又はリンク解除等により、当該団体、当該ホームページ閲覧者、管理者又は第三者に何らかの損害が発生した場合であっても、本会は故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第 5 章 補則

(理事会への報告)

第 15 条

担当委員長は、本会ホームページと他団体等のホームページのリンク状況について、必要に応じ理事会に報告するものとする。

(変更)

第 16 条

この規約は、広報・HP 委員会の協議を経て、理事会の承認により変更することができる。